

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 2 1 5 号
平 成 2 6 年 5 月 7 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進について
独立行政法人日本原子力研究開発機構発注に係る建設工事等、物品の製造・役務の提供等の調達契約からの暴力団排除については、別添合意書を締結し、「独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成21年3月23日付け警察庁丁暴発第52号。以下「旧通達」という。)により推進してきたところであるが、この度、「通達(刑事局主管分)の整理について(通達)」(平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号)の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、適正かつ円滑な運用に努められたい。

別添

独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

(警察庁丁暴発第51号)

平成21年3月23日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

貴 志 浩 平

独立行政法人日本原子力研究開発機構 契約部長

武 藤 元 久

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・役務の提供等の調達契約（以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と原子力機構は、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 原子力機構の窓口の一元化

発注工事等からの暴力団排除に関する手続及び暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の通報報告制度の円滑な運用を図るため、原子力機構においては、原子力機構契約部と原子力機構各契約担当部署（東海研究開発センター、大洗研究開発センター、敦賀本部、那珂核融合研究所、高崎量子応用研究所、関西光科学研究所、幌延深地層研究センター、東濃地科学センター、人形峠環境技術センター及び青森研究開発センターをいう。）の間において連絡体制を構築の上、各契約担当部署を管轄する道府県警察との窓口を原子力機構契約部に一元化する。

2 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

(1) 排除対象の明確化

原子力機構においては、「発注工事等からの暴力団排除に関する取扱い

について」(平成21年3月23日付、20契(通達)第10号)において、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに契約の相手方(以下「契約先」という。)として不適切であると認められる者については指名しないことを定めているが、以下のとおり解釈を示し、排除対象を明確にする。

ア 暴力団員が実質的に経営を支配している業者

「暴力団員が実質的に経営を支配している業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

イ これに準ずるもの

「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとする。

- (ア) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ウ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (エ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

ウ 当該状態が継続している場合

「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとする。

(2) 排除手続の策定

ア 原子力機構の契約部長は、競争参加資格があると認定した有資格業者について、暴力団員が実質的に経営を支配する有資格業者又はこれに準ずるもの（以下「暴力団関係業者」という。）と疑われる何らかの実態、行為等の情報を得たときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、当該情報を得た原子力機構契約部署の区域を管轄する道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会できるものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、有資格業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、原子力機構の契約部長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 前記アによる照会以外で、暴力団対策主管課長において、有資格業者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合は、原子力機構の契約部長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報することができるものとする。

エ 暴力団対策主管課長は、前記イにより暴力団関係業者に該当する旨を回答すること又は前記ウにより通報することをもって発注工事等からの排除要請とする。

オ 暴力団対策主管課長は、前記エの排除要請を行ったものについて、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、原子力機構の契約部長に対し、排除要請の取消の通知を文書により行うものとする。

また、原子力機構の契約部長は、排除要請があったものの排除の継続又は取消について、暴力団対策主管課長に対し、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

3 暴力団員等による不当介入の通報報告制度の導入

- (1) 不当介入を受けた場合における契約先の措置義務について
発注工事等において契約先が暴力団員等による不当介入を受けた場合、

当該契約先に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び原子力機構への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、入札説明書等の説明事項に次の内容を追加するものとする。

○暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 原子力機構が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・販売・役務の提供等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事等の妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により原子力機構に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、原子力機構と協議を行うこと。

(2) 不当介入の通知等を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、契約先に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び契約先、原子力機構職員等の関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 契約先が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、契約先が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、原子力機構の契約部長に対し、速やかに文書（別記様式第8号）により通報するものとする。

イ 原子力機構の契約部長は、前記アの通報を受けた場合は、その事実の内容について確認の上、速やかに所定の措置を講ずるとともに、暴力団対策主管課長に対して措置結果を文書で回答するものとする。

4 その他

- (1) 前記1及び前記2について、暴力団対策主管課長及び原子力機構の契約部長は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて、個別に取り決めるなどの方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、暴力団対策主管課長及び原子力機構の契約部長において、その都度協議の上決定するものとする。

文 書 番 号
平成 年 月 日

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
独立行政法人日本原子力研究開発機構 契約部長			

別記様式第2号

平成 文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの
暴力団排除の推進に関する合意書に基づく回答について

独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会にかかる調査結果
 - ・ 該当する
 - ・ 該当しない
- 5 理由
- 6 その他

別記様式第3号

平成 文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの
暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について

下記の有資格業者において、独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当する事実を確認したので通報します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 該当する理由
- 5 その他

文 書 番 号
平成 年 月 日

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
照 会 事 項	平成○年○月○日付け排除要請のあった上記の者について、独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
独立行政法人日本原子力研究開発機構 契約部長			

別記様式第8号

平成 文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等における暴力団員等による
不当介入について契約先が警察への通報等を怠ったと認められる事案について(通報)

貴独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等の契約先が、発注工事等において
暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、〇〇警察への通報等を怠ったと認め
られたため、独立行政法人日本原子力研究開発機構発注工事等からの暴力団排除の推進
に関する合意書に基づき、別紙のとおり通報します。

別 紙

取扱警察

県

警察署
課

契 約 先	所在地 () —
	名 称
	代表者等 () —
不当介入に係る 行為者	住 所 氏 名
発生日時・ 場所 工事件名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
契約先からの通 報、捜査上必要な 協力を得られな かった事案(不当 介入の内容・被害 の状況)	
契約先の通報、捜 査上必要な協力に ついての対応状況	